

こんな相談がありました ～トイレ修理で高額請求～

Q

・自宅のトイレが突然詰まり、慌ててネットで業者を検索した。その広告の料金表示に「580円～」と記載があるのを見つけ、高くても5,800円か、1万円はしないだろうと思い業者に電話した。1時間後位に来訪があり、最初に圧力ポンプを使ったが直らなかった。次にワイヤーによる作業になると説明された。1m単価が2万円ときいて驚き、あまりに高額なので、再度、圧力ポンプで作業をしてほしいと伝えしたが、これ以上圧力をかけられないと断られたので仕方なく了解した。最終的には10万円以上の請求を受け、即日支払を要求された。



(消費者庁イラスト集より)

A

・日常生活上のトラブルに事業者が対応する「暮らしのレスキューサービス等」の契約で、高額な作業代金を請求されたとの相談が増加しています。作業内容や請求額に納得ができない場合は、後日、納得した金額を払う意思を伝えながら、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

・料金を支払った後でも、次の場合は特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフができる場合があります。

- ①見積もり等のために呼んだ業者とその場（自宅等）で契約した場合。
- ②広告等の表示額と実際の請求額に大きな差がある場合。

【アドバイス】

・万が一のために、ラバーカップ（排水管等の詰まりを解消するもの）を常備しておいたり、住宅メーカーや地元業者の連絡先等を身近に用意したりしておきましょう。

・業者とトラブルになった際は、消費者ホットダイヤル（188）や消費生活センターに相談してください。

☆☆☆週末消費生活センター開設のお知らせ☆☆☆

・9月10日（土）午前9時から午後4時まで週末消費生活センターを開設します。普段、平日に都合のつかない方はぜひこの機会に相談してください（来所または電話で相談できます）。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019